

□

□ 入院中の食事代について

入院したときの食事代は、診療にかかる費用とは別に、1食分として下記の標準負担額を自己負担して、残りは国保が負担します。

90日を超える入院（91日以上）の時は申請により、食事代が減額されます。（申請した次の月の初日から対象となります）。※マイナ保険証の場合も申請が必要です。

区分の判定は、診療月が1月～7月は前々年の所得、8月～12月は前年の所得を基に行います（減額認定の切り替えは8月に行われます）。

		食事療養標準負担額		生活療養標準負担額（注 4）	
課税区分		70 歳未満 の方	70 歳以上 の方	療養病床に入院する 65 歳以上の方	
				食費	居住費
住民税課税世帯		550 円 （注 1）	550 円 （注 1）	550 円 （注 5）	430 円 （注 6）
住民税 非課税 世帯	90 日までの 入院	270 円	270 円	270 円	
	90 日を超 える入院 （注 2）	220 円	220 円		
	低所得 I （注 3）		130 円	160 円	

注1：小児慢性特定疾病児童等又は、指定難病患者の場合は330円となります。

注2：申請月から過去1年間の住民税が非課税で、区分がオ又は低所得者Ⅱの区分の認定を受けていた期間（低所得者Ⅰの認定を受けていた期間を除く）。

注3：世帯全員が住民税非課税で、かつ、公的年金等控除を826,500円として計算した場合の世帯全員の所得が0円の世帯に属する70歳以上の方。

注4：入院する病床が療養病床に該当するかどうかは、医療機関にご確認ください。また、入院医療の必要性の高い状態等である方については食事療養標準負担額の負担となりますが、指定難病患者の場合は、住民税課税世帯でも330円となります。

注5：管理栄養士等を配置していない保険医療機関に入院している場合は510円になります。どちらに該当するかは医療機関にご確認ください。

注6：指定難病患者の方は0円となります。